

発行・編集
あわら市観光商工課
TEL : 0776-73-8030
FAX : 0776-78-4325

あわら市商工会事務局（本所）
〒919-0621 福井県あわら市市姫一丁目9-21
TEL : 0776-73-0248 FAX : 0776-73-7145

あわら市商工会事務局（支所）
〒910-4103 福井県あわら市二面2丁目701
TEL : 0776-78-6311 FAX : 0776-78-7801

県下商工会の合併状況

福井県内の商工会は、37の商工会がいましたが、平成19年4月に9地域で合併が行われ、16の商工会になりました。

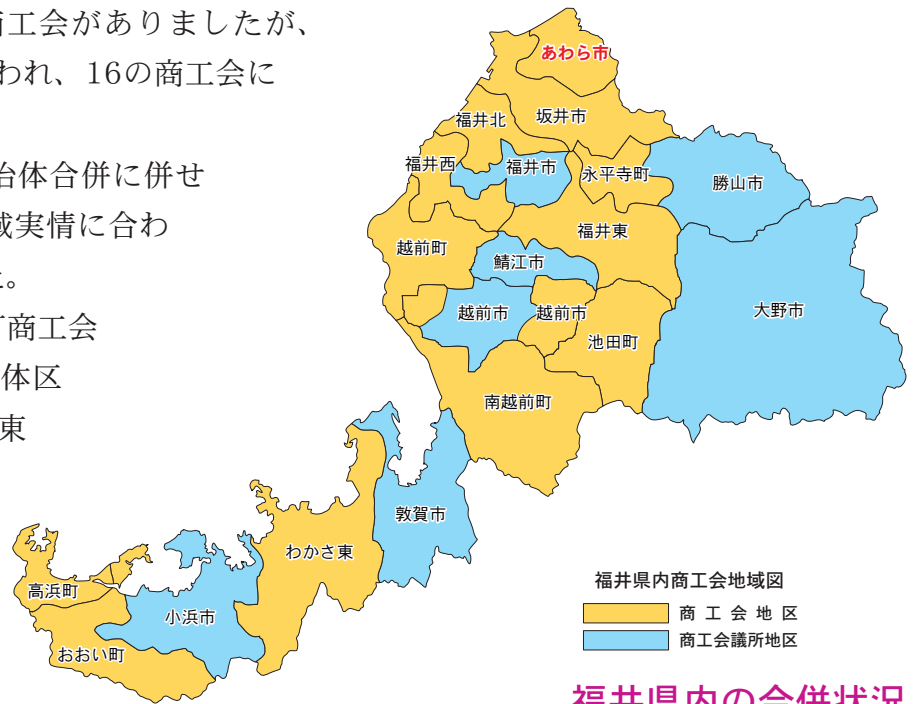
商工会の合併は、基本的に自治体合併に併せて行われますが、それぞれの地域実情に合わせた枠組みで合併が行われました。

具体的には、嶺南地域の美浜町商工会は三方商工会・上中商工会と自治体区域を越えた合併を行い「わかさ東商工会」になりました。

福井市内の商工会は11ありましたが、「福井東商工会」「福井北商工会」「福井西商工会」の3商工会になりました。越前市内にある3商工会が合併した

「越前市商工会」は自治体合併が行われなかった池田町商工会と、名田庄商工会・大飯商工会が合併した「おおい町商工会」は高浜町商工会と組織連携が行われます。

また、和泉商工会は大野商工会議所と合併しました。



福井県内の合併状況

新商工会名	合併した商工会	本所の場所	商工業者数	会員数
永平寺町商工会	松岡、永平寺、上志比	松岡商工会館	914	606
福井東商工会	美山、足羽、藤岡、麻生津	足羽商工会館	1,319	814
福井北商工会	川西、河合、森田	森田商工会館	901	633
福井西商工会	殿下、国見、清水、越廼	清水商工会館	541	419
越前町商工会	朝日、宮崎、織田、越前	緒田商工会館	1,236	855
越前市商工会	今立、味真野、白山	今立商工会館	1,270	934
南越前町商工会	河野、南条、今庄	南条商工会館	482	340
わかさ東商工会	美浜町、三方、上中	三方商工会館	1,362	942
おおい町商工会	名田庄、大飯	大飯商工会館	441	295

※あわら市商工会の商工業者数は1,368名、会員数は908名です。
 ※三国商工会・丸岡商工会・春江商工会・坂井商工会の合併については、現在協議中です。
 ※本所が設置されなかった商工会館は、支所として存続されています。

雇用保険法の一部改正について

1. 平成19年4月1日から変更される内容

(1) 雇用保険料率

事業の種類	改定後（平成19年4月1日から）			改定前（平成18年3月31日まで）		
	保険率	事業主負担率	被保険者負担率	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般	$\frac{15}{1000}$	$\frac{9}{1000}$	$\frac{6}{1000}$	$\frac{19.5}{1000}$	$\frac{11.5}{1000}$	$\frac{8}{1000}$
農林水産 清酒製造	$\frac{17}{1000}$	$\frac{10}{1000}$	$\frac{7}{1000}$	$\frac{21.5}{1000}$	$\frac{12.5}{1000}$	$\frac{9}{1000}$
建設	$\frac{18}{1000}$	$\frac{11}{1000}$	$\frac{7}{1000}$	$\frac{22.5}{1000}$	$\frac{13.5}{1000}$	$\frac{9}{1000}$

2. 平成19年10月1日から変更が予定されている内容

(1) 被保険者区分の改正

現在、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満については、「短時間労働被保険者」として取扱っておりますが、これが廃止され、一般被保険者として一本化されます。



(2) 基本手当の受給資格要件の改正

現在、一般の被保険者にあつては、6ヶ月（各月14日以上出勤）で雇用保険の受給資格が発生しますが、今回の改正により、離職理由によっては12ヶ月の出勤が必要となります。

- ・会社都合による離職（解雇等） ・6ヶ月（各月11日以上出勤）
- ・従業員都合による離職 ・・・・12ヶ月（各月11日以上出勤）

被保険者区分 (離職理由)	改定後（平成19年10月1日から）			改定前（平成19年9月30日まで）		
	賃金支払日数	賃金支払月	被保険者期間	賃金支払日数	賃金支払月	被保険者期間
一般被保険者 (解雇など)	11日	6ヶ月	1年間	14日	6ヶ月	1年間
一般被保険者 (自己都合など)	11日	6ヶ月	2年間	14日	6ヶ月	1年間
短時間 被保険者	一般被保険者に一本化			11日	12ヶ月	2年間

※ここでいう「被保険者期間」とは、原則として離職日から遡った期間であり、その中で受給資格の有無を判断する期間を表しております。

(3) 育児休業給付の改正

「育児休業職場復帰給付金」については、休業開始時賃金月額10%に育児休業基本給付金が支給された月数を乗じて得た額を支給しておりますが、これを20%とします。（実際には19年4月1日以降に職場復帰された方に適用されます。）

創業したい！経営革新を図りたい！

シニアアドバイザーセンターが貴方のチャレンジをサポートします。

シニアアドバイザーセンターは、「開業したい」・「新分野進出、事業拡大を図りたい」など、やる気とチャレンジ精神を持った、創業や経営革新に取り組む方を支援しています。お気軽にご相談ください。